

業務改善助成金の上乗せ支給について

長野県の最低賃金額は、令和5年度に40円上昇して948円となりました。また企業の賃上げも過去にないペースで進んでいます。今後も、物価高騰などによる上昇が見込まれます。

本年度も引き続き、賃金の引き上げを要件とした業務改善助成金が申請できます。今回は長野県の上乗せ支給を中心に説明いたします。

業務改善助成金とは

- ①事業場内で最も低い賃金を30円以上上げます。引上げ額と対象の労働者数が増えると、助成の上限額が増えていきます。
 - ②生産性向上、労働能率の増進につながる設備投資や教育訓練をおこないます。
- ①、②を実施して申請すると、②にかかった費用の一部が助成金として支給されます。引き上げ前の賃金額に応じて、助成率は4分の3から10分の9となっています。

長野県からの上乗せ支給について

長野県内の事業所で、次の2つの宣言を行うと、業務改善助成金の支給決定額の10分の1が上乗せ支給されます。

	制度の概要	手続の概要
社員の子育て応援宣言 (長野県)	企業・事務所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような、「働きやすい職場環境づくり」の取り組みを宣言してもらう制度です。	①長野県のホームページより実施要項を入手 ②宣言文の作成 ③長野県の申請フォームまたは申請書にて申請
パートナーシップ構築宣言 (中小企業庁)	サプライチェーンとの連携、下請企業との望ましい取引慣行の遵守について、「発注者」側の立場から宣言するものです。	①中小企業庁のホームページより「記載要項・ひな形」を入手 ②宣言文を作成 ③中小企業庁のホームページにアップロード

2つの宣言に加え、以下の認証制度を1つ以上取得していると、業務改善助成金の支給決定額の10分の2が上乗せ支給されます。

	制度の概要	認証基準の概要
職場いきいきアドバンスカンパニー (長野県)	誰もが生き生きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み、実践する企業等を認証する制度です。	ワークライフバランス（多様なライフスタイルに合わせた働き方）、ダイバーシティ（女性・高齢者・障害者・外国人の活躍）、ネクストジェネレーション（若者や氷河期世代の育成）の3つのコースとそれぞれの認証基準があります。
えるぼし (厚生労働省)	職場の女性の活躍を推進する企業を認定します。	一般事業主行動計画※の策定・届出を行った企業のうち、採用、就業、管理職、キャリアコースの女性の割合や実績などの要件を満たすと認定されます。
くるみん (厚生労働省)	従業員の子育てをサポートする企業を認定します。	一般事業主行動計画を作成・届出を行った企業のうち、男性・女性の育児休業の取得についての要件を満たすと認定されます。
ユースエール (厚生労働省)	若者の採用・育成に積極的な企業を認定します。	若者対象の正社員の募集、新卒者の離職率や時間外労働、有給休暇の取得率、育児休業取得などの要件があります。

※一般事業主行動計画とは、従業員が仕事と子育てを両立するための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むために、目標などを定めて届け出るものです。

宣言の実施・認証の取得は、国の補助金が支給されてから進めても良いです。

設備投資の予定があれば、助成金の対象になるか確認してみましょう。無い場合でも、業務上手作業などで行っている部分について助成金の活用を検討してみてもいかがでしょうか。